

* * * * *

定 款

* * * * *

株式会社コンセック

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社コンセックと称し、英文ではCONSEC CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木、建築工事の測量、設計、管理、監督および請負施工
2. 電気工事、管工事、機械器具設置工事の設計、工事監理、施工および請負
3. 建設機械の製造販売
4. 接着剤の販売および施工
5. 建設用、配管用、電設用、機械・工具類および資材の販売
6. 建設機械工具、材料等の輸出入の業務
7. 家庭用電気機器、事務機器および給排水衛生設備機器等の住宅設備機器・附属設備品の販売
8. 医療器具用具、健康食品の販売
9. 建設機械、一般機械、工具および電機製品のリース業
10. 植木工事、緑化工事、造園工事等の施工ならびに園芸用品の販売
11. 損害保険代理業
12. 有価証券の売買
13. 生命保険の募集に関する業務
14. 不動産の売買、賃貸、管理ならびに貸会場の経営
15. 電気通信機器の販売および加入手続の代行業務
16. 衣料品、寝具、皮革製品、家具、貴金属製品、室内装飾用品、装身具および日用品雑貨の販売
17. 飲食店の経営ならびに食料品の販売
18. 老人ホームおよびショートステイ施設の経営
19. 介護保険法に基づく通所介護業務および居宅介護支援事業
20. 労働者派遣事業
21. コンピュータソフトウェアの製作、販売
22. 構造物および建築物に関する試験、検査(破壊・非破壊)、診断、評価事業ならびにこれらのコンサルティング事業
23. 古物営業法に基づく古物の販売
24. 産業廃棄物の収集、運搬、保管業務
25. 燃料電池およびその構成部品の研究、開発、製造、販売
26. 発電および電力の販売ならびに特定規模電気事業者の代理店業務
27. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を広島市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、286万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 第10条に定める請求をする権利

(単元未満株主の売渡請求)

第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員で選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議をもって取締役の中から、社長1名を定め、必要に応じて会長1名およびその他の役付取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役にこれに当たる。

(取締役会)

- 第 24 条 取締役会の招集は、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員が取締役会の決議の目的事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

- 第 25 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

- 第 26 条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

- 第 27 条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第 28 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

- 第 29 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第 30 条 監査役会の招集は、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

- 第 31 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 32 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 33 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において、別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当および基準日)

第 35 条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第 36 条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。